

# 都立高等学校の支援制度

	制度名	概要	対象世帯	認定金額(支給金額)	申請書類	申請時期	備考
授業料支援	就学支援金 (国の制度)	(認定されると)授業料無償	都道府県民税の所得割額及び 区市町村民税の所得割額 <b>507,000円未満の世帯</b>  令和2年7月から変更 「区市町村民税の課税標準 額×6%―区市町村民税の 調整控除額」が <b>30万4,200 円未満の世帯</b>	全日制 年額 118,800円 無償  定時制 年額 32,400円 無償	・高等学校等就学支援金申請書 ・マイナンバーorマイナン バー通知カードの写し ・生活保護受給世帯は、受給 証明書	【1学年】4月と7月 4月申請で認定される世帯は、7月申請不要 (マイナンバー関係書類を提出している場合) 【2学年以上】 昨年度マイナンバーを提出 し、認定されている場合、申請不要。  ただし、以下の場合は、毎年手続きが必要 ・課税証明書により審査された世帯 ・生活保護受給世帯 ・不申請、不認定の世帯	
	多子世帯における都立 学校授業料等支援事業 (東京都の制度)	(認定されると)授業料無償	・保護者等の扶養する23歳未 満の子が3人以上いる世帯  ・所得制限により就学支援金の 対象とならない世帯	全日制 118,800円⇒59,400円  定時制 32,400円⇒16,200円	・授業料減額免除申請書 ・扶養親族等状況届 ・扶養している子供の保険証	【1学年】就学支援金審査完了後に対象世 帯へ案内郵送  【2,3,4学年】対象世帯or不申請世帯へ6月 申請手続き案内郵送	対象と思われる世帯で書類が届 いていない場合は、ご連絡くだ さい。
	学び直し支援金 (国の制度)	(認定されると)授業料無償	区市町村民税の所得割額及び 都道府県民税の所得割額 <b>507,000円未満の世帯</b> ・高校を中途退学し、再入学をした 人 ・全日制から定時制に転学した人	全日制 年額 118,800円 無償  定時制 年額 32,400円 無償	・学び直し支援金申請書 ・マイナンバーorマイナン バー通知カードの写し ・生活保護受給世帯は、受 給証明書	随時受付	就学支援金対象外だが、対象と 思われる世帯は、経営企画室に ご連絡ください。
	授業料減額・免除 (東京都の制度)	・就学支援金対象外で授 業料納付が困難な世帯 ・授業料減額or免除	・生活保護受給世帯 ・生活保護受給世帯と同程度の 世帯	全日制 年額118,800円免除  定時制 年額 32,400円免除	・授業料免除申請書 ・収入確認書類等	随時受付	就学支援金対象外で、授業料納 付が困難な世帯は、経営企画室 にご連絡ください。
進路・進学支援	給付型奨学金 (東京都の制度)	・選択的な教育活動に必要 な経費を保護者に代わり 支払う  (例) 検定試験受験料 模擬試験受験料	①生活保護受給世帯 ②都民税所得割額及び区民税所 得割額が <b>非課税世帯</b>  ③都民税所得割額及び区民税所 得割額を合算した額が <b>85,500円未満の世帯</b>	①②の世帯 <u>50,000円</u>  ③の世帯 <u>30,000円</u>  一時的に保護者が負担し、後日、 負担した経費を金銭給付する。	・給付型奨学金申請書 ・(給付決定後)利用申請書	【1学年】4月申請の就学支援金審査完了 後に対象世帯へ申請書類郵送  【2,3,4学年】対象と思われる世帯へ5月に 申請書類を郵送	対象と思われる世帯で申請書類 が届いていない場合は、経営企 画室にご連絡ください。
授業料以外の 教育費支援	奨学のための給付金 (国の制度)	教科書費、教材費、学用 品費、教科外活動費の負 担を軽減するため保護者 に現金給付	①生活保護受給世帯  ②令和2年度都民税所得割額及 び区民税所得割額が <b>非課税世帯</b>	①の世帯 <u>32,300円</u>  ②の世帯 第1子 <u>82,700円</u> 第2子 <u>129,700円</u>	・奨学のための給付金申請書 ・口座振替依頼書 ・住民票 ・充当委任状 ・(生活保護受給世帯は) 受給証明書	・9月頃対象と思われる世帯へ申請書類を 郵送	対象と思われる世帯で申請書類 が届いていない場合は、経営企 画室にご連絡ください。